

久地かすみ堤の利用について

～ みんなのかすみ堤を市とともに利用、維持管理しませんか ～

久地かすみ堤の一部（高津区久地2丁目107番2：桜が植えられているエリア）は、令和元年8月9日から川崎市（高津区役所）が管理をするようになりました。引き続き地域の憩いの場として利用いただくことができますが、かすみ堤を利活用したい団体やかすみ堤の維持管理を行う意欲をお持ちの団体については、あらかじめ市に団体登録をしていただき、市と協働して利用、維持管理を行っていただきます。



Q 市の管理になると何が変わるのですか？

かすみ堤は、河川区域になっており、他人の使用を妨げない範囲であれば、本来、誰でも自由に使用することができます。ただし、河川法の適用を受けるほか、市が管理していくにあたって新たに要綱を定めましたので、団体としてかすみ堤を利用等する場合には、あらかじめ団体登録が必要となり、かつ利用する際には市に届出をしていただくこととなりました。

Q 団体登録せずに利用すると罰則等があるのですか？

特に罰則等はありません。ただし、今後も久地かすみ堤を地域の憩いの場所として保全していくために、是非登録いただき、市とともに積極的な利用と維持管理に協力いただきたいと考えています。

Q 団体登録にはどのような条件があるのですか？

区と協働して管理地の維持管理等を行っていく意欲を有している団体で、活動を希望する方5名以上で構成し、代表者は川崎市内在住の成人とするなど、いくつかの条件を定めています。詳しくは下記までお問い合わせください。

Q 維持管理とはどのようなことをするのですか？

基本的な維持管理は市が担います。登録団体には日常的な清掃、草刈りなど可能な範囲での協力をいただきたいと思います。